

表2 地方交付税のしくみ

〔地方交付税の算定の仕組み〕

地方交付税には、普通交付税と特別交付税の2種類あります。地方交付税総額の94%を普通交付税として6%を特別交付税とすることが、法律で決まっています。普通交付税は、算出方法を法律と政省令で細かく定めています。

普通交付税は次の算式で導かれます。

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

基準財政需要額：その自治体が標準的な行政をおこなうのに必要な費用

基準財政収入額：その自治体の標準的な税収又(3年間の平均)の75%分

〔基準財政需要額の算出の仕組み〕

基準財政需要額は、市町村の場合、消防費、土木費(道路・橋、都市計画費、公園費、下水道、その他の土木費)、教育費(小学校費、中学校費、高等学校費、その他の教育費)、厚生費(生活保護費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、清掃費、産業経済費(農業行政費、商工行政費、その他の産業経済費))、その他の行政費(企画振興費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、その他の諸費)、公債費(各種の地方債の償還費)などの費目(それぞれ経常経費と投資的経費がある)全体で70ほどの費目ごとに必要額が計算されたその合計です。

その額は、各費目ごとに次の算式で導かれます。

$$\text{各費目の基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

単位費用：標準団体(人口10万人)を想定して、その費目の標準的な需要額を、その測定単位で除したもの

測定単位：費目ごとに人口、面積、延長距離、児童・生徒、学校・学級数、65歳以上・70歳以上人口、農家数、世帯・戸籍数などが決まっている。

補正係数：標準団体を1として、各種の条件に応じて割増・漸減率を加味する。人口などによる段階補正、密度補正、寒冷補正など

真田町の平成13年度歳入決算額で見れば20億5千万円で全体の35%の部分が影響を受けます。自立して行く場合は、その影響として、今、国の方針で地方交付税が微調整され、減額されましてその額は5千万円です。(段階補正の微調整によるもの)また、これに内部留保で5%調整さ

表1 真田町平成13年度歳入決算額

		万円	構成比
一般財源	404,245万円 68.88%	地方税	1,467,774 25.01%
		地方譲与税	81,354 1.39%
		利子割交付金	54,714 0.93%
		地方消費税交付金	104,070 1.77%
		娯楽交付金	12,438 0.21%
		軽油・自動車交付金	42,547 0.72%
		地方交付税	普通 205,407 35.00%
		特別 191,179 3.26%	
特定財源	182,610万円 31.12%	交通安全交付金	1,544 0.03%
		分担金・負担金	51,804 0.88%
		使用料	183,377 3.12%
		手数料	8,580 0.15%
		国庫支出金	255,122 4.35%
		県支出金	182,870 3.12%
		財産収入	16,286 0.28%
		寄付金	24,158 0.41%
		繰入金	182,204 3.10%
		繰越金	286,514 4.88%
		諸収入	147,347 2.51%
		地方債	486,300 8.29%

町長は「4割が自主財源なので合併しないとやっつけられない」と言っています。本当にそうなのですか

これは、財政力の弱い、上田市、丸子町、真田町、武石村の4市町村が合併し

この影響額は全額入ってこないとしても1億7千万円位と言われています。返済だけです。町長が言っている「合併しなければやっつけられない」ということはありません。

省の林省吾自治財政局長は「(地方交付税は)合併しない場合に減額されるものではなく、各地方団体の財政需要に応じて算定される」と答えています。

本当にそうなのですか

町長は話していますが

合併しないとやっつけられない

でも同じような影響があります。合わせて2億2千万円の減額です。

真田町では、主な公共投資は終わりました。あとは返済だけです。町長が言っている「合併しなければやっつけられない」ということはありません。

合併すれば

菅平小中学校は統廃合されないといっていますが

本当にそのようになるのでしょうか

町長は菅平小中学校の講演会のあとで「合併すれば菅平小中学校は統廃合されない」と言っています。

また、「統廃合されない保障はあるのか」との父母の質問に、「任意合併協議会で約束されている」と答えています。本当にそうなるのでしょうか。

私たち「考える会」では、過去の例から見て、そのよ

うな保障は全くないと考えています。

小学校の維持存続
協定が破棄された

昭和48年に上田市と川西村が合併しました。その合併の条件として、川西村の三小学校は維持存続するという協定を結んでいました。ところが昭和56年3月に旧川西村の三小学校を統

合する答申がだされ、昭和62年に小学校設置条例を改正して、川西小学校を設置する議案を可決しました。この時旧川西村出身の議員は孤軍奮闘しましたが、多勢に無勢で相手になりました。

裁判所は処分執行停止の申し立てを却下

昭和63年に室賀小学校と

合併すれば、4市町村で7億円も

地方交付税が減額されます

その影響が心配です

一、4市町村で合併した新市の場合

町は「地方交付税は平成14年度実績で、4市町村合計11.5億円交付されています。合併すると新市に対する交付額は98億円となり17億円減額される」と公表しました。

また、国は、「平成17年3月31日までに合併すれば10年間はそれまで通りの額を交付し、その後5年間で段階的に減らす。

(ロ) 10年間で合併特例債約410億円を借金をすることを認め、そのうち三分の二の

約270億円を国が面倒をみる」と言っています。

つまり、10年間は17億円の減額を免じてやるというわけです。しかし、15年後には交付金が減るし、借りた特例債のうち約140億円は新市が負担しなければなりません。新たに増やした借金は合併した新市の住民全員の負担となります。

また、新しい市役所に膨大な金がかかるなど、予算配分は中心部に厚く周辺部に薄くなるのは当然と考えねばなりません。

また、17億円も減額により新市の運営は困難になり結果として新市の住民負担

が増大することが予測されます。

二、地方交付税17億円の減収を現在の真田町に当てはめた場合

現在、真田町には20億5千万円の地方交付税が交付されています。真田町の人口は1万1800人ですから一人当たり17万3千円となります。合併したときの新市の人口は16万3千人、地方交付税98億円は一人当たり6万円です。真田町分については13億円の減少、一人当たり11万3千円の減少になります。

平成13年度決算で真田町

小泉小学校を統合して、川西小学校が開校されました。これに対して、地元の人々は、処分執行停止の申し立てをしていましたが、裁判所から却下されました。合併した場合、真田町出身の議員は二、三名しかありません。ましてや菅平からの要望が通るとは思えません。

表3 合併と自立の地方交付税の差

合併すると1人当たり	60,000円	
自立(合併しない)と1人当たり	155,000円	
現在の地方交付税 173,000円	- 現行規模での減額 18,000円	= 差額 155,000円

の一般会計の規模は58億円です。この中から13億円をひねりだす試算をしてみよう。

町は、理事者、議員、職員(25%)を減らすとしています。これで3億円浮く計算になります。

あと10億円を減らさなければなりません。これを減らすには、例えば、町の単独事業3億円を全部やめ、さらに長期振興計画事業の投資的経費の一般財源分2億4千万円全部をやめても、まだ4億6千万円足りません。

従って経常的経費(義務的経費)まで削減しなければならなりません。